

制度強化の必要性と基本的考え方

■ 現行制度の概要

都では現在、NO_x低減対策として、大気汚染防止法対象外の小規模燃焼機器について、NO_x排出量の少ない燃焼機器を認定し、その普及を図っている。

【環境確保条例第127条】

規則で定める規模のボイラー及び内燃機関等の燃焼機器を設置しようとする者は、窒素酸化物の排出量の少ない機器を設置するように努めなければならない。
2 知事は、窒素酸化物の排出量が少ないと認められる機器等に関する情報の提供に努めなければならない。

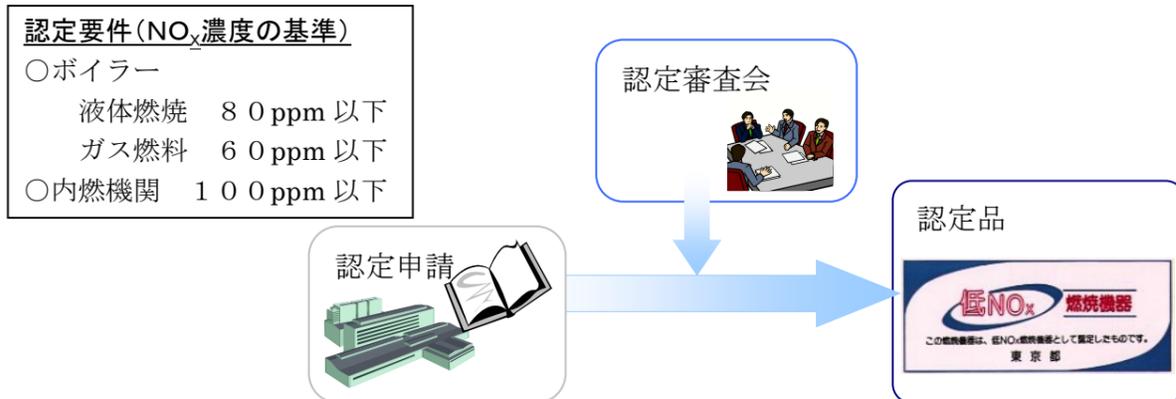
◇認定対象機器

小型ボイラー類	冷房用、給湯等の用途に用いる、 ・蒸気ボイラー ・温水ボイラー ・温水発生機 ・冷温水発生機 等
内燃機関類	冷房用、給湯等の用途に用いる、 ・ガスヒートポンプ 等

◇普及率

小型ボイラー類：約50%
〔認定機器：約 2万台／小規模燃焼機器：約4万台〕
内燃機関類：約50%
〔認定機器：約 2.5万台／小規模燃焼機器：約5万台〕

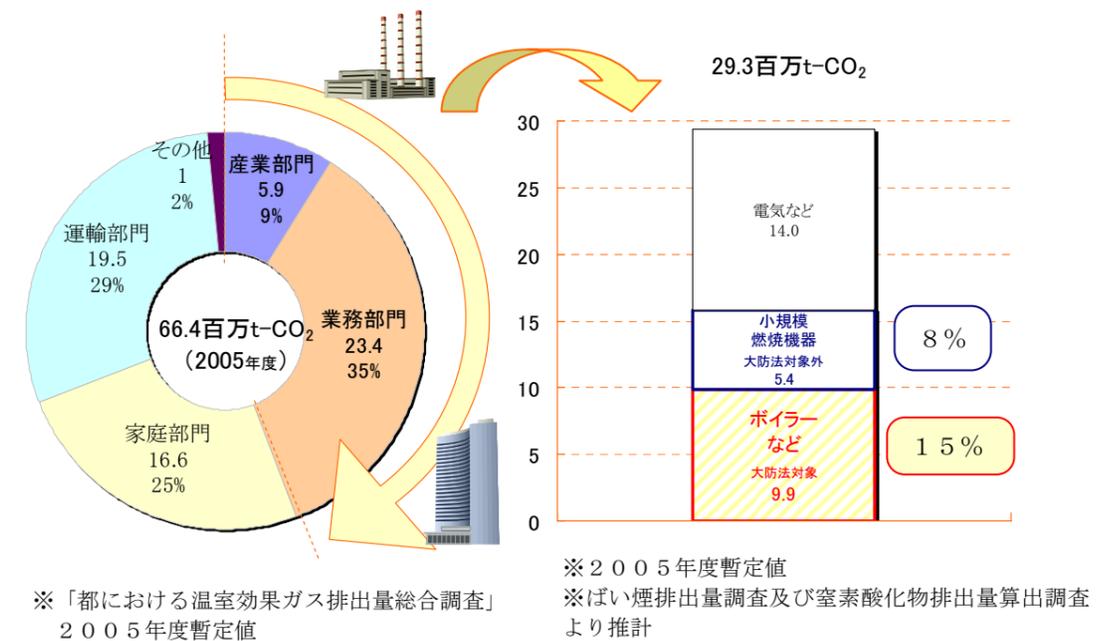
《認定の流れ》



■ 制度強化の必要性

2005年度の都におけるCO₂排出量の約8%が小規模燃焼機器からの排出であると推計される。

現在の低NO_x燃焼機器の認定制度を活用し、低CO₂の観点からも、これら小規模燃焼機器の性能を向上させ、普及を促すことで、CO₂排出量の抑制を推進する。



■ 制度強化の基本的考え方

- 小規模燃焼機器を新設・更新する者は、窒素酸化物の排出量の少ない機器に加え、二酸化炭素排出量の少ない機器を設置するよう努めなければならないこととする。
- 知事の情報提供義務に、二酸化炭素排出量の少ないと認められる機器等を追加する。

【機器設置者・都の役割】

機器設置者：NO_x、CO₂の排出量が少ない機器の設置に努める。
都：優良な機器を認定し、パンフレット、事業者説明会、WEBでの周知などを行い、小規模燃焼機器を設置する中小規模事業者等が省エネ機器を選定するための情報を提供し、その普及を図るとともに、製造事業者による低NO_x・低CO₂機器の開発を促進していく。

仕組みの概略図

【環境確保条例 第127条】

- 焼機機器を設置する者に対し、低NO_x機器の設置努力義務を規定
- 都の役割に低NO_x機器の情報提供を規定

- 低NO_xに加え、低CO₂機器の設置努力義務を規定
- 都の役割に低NO_xに加え、低CO₂機器の情報提供を規定

NO_x

CO₂

認定要綱

<既定の認定要件>

NO_x濃度の基準

- ボイラー
 - 液体燃料 80ppm以下
 - ガス燃料 60ppm以下
- 内燃機関 100ppm以下

<新たに認定要件に追加>

低CO₂の基準

- ・ボイラ効率 ○○%以上
など

高効率機器

優秀な
高効率機器

優良な小規模燃焼機器を認定

認定の公示

燃焼機器設置者に情報提供

低NO_x・低CO₂機器の普及・促進

NO_x濃度及び燃料消費量を抑制

NO_x排出総量を削減

燃料消費量を抑制

CO₂排出量を削減